

那覇市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険  
サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成12年5月1日老発第474号厚生労働省老健局長通知別添2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱」（以下「局長通知」という。）及び那覇市補助金等交付規則に定めるもののほか、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が市民税世帯非課税であって、以下の各号のすべてに該当する者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難なものとして市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

なお、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）

第13条に基づく旧措置入所者に関する経過措置により利用者負担割合が5%以下の者については、本事業の対象としない。ただし、施行法第13条に基づく旧措置者に関する経過措置により利用者負担額が5%以下であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその住居の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(社会福祉法人等による申出)

第3条 局長通知3(1)の規定により社会福祉法人等が行う申出は、「社会福

祉法人等による利用者負担額軽減申出書」(第1号様式)により行うものとする。

(対象サービス)

第4条 利用者負担の軽減の対象となるサービスは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に定める訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)、介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者負担額並びに食費及び居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とし、前条の規定による申し出を行った社会福祉法人等の事業所単位で提供するサービスについて利用者負担の軽減を行うものとする。

なお、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

(減額の適用順位)

第5条 この要綱に関わる利用者の負担軽減の順位は、本事業に基づく軽減制度適用後、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を適用するものとする。その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担段階第二段階の者のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費適用により、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることから、当該部分については本事業の軽減の対象としなくてもよいものとする。また、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との関係においては、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費支給後の利用者負担額について本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。また、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、先に障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業の適用を行い、その後必要に応じて本事業に基づく適用を

行うものとする。

(確認証の交付申請)

第6条 この事業による軽減を受けようとする者は、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象確認申請書」(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(軽減の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容の審査を行い、利用者負担の軽減対象者としての承認または不承認の決定をするものとする。この場合において、承認の決定は、対象者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)軽減を原則とし、免除は行わない。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により承認または不承認の決定をしたときは、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象決定通知書」(第3号様式)により、当該申請に係る被保険者に通知するものとする。

2 市長は、軽減の対象になると認められた者に対して、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象確認証」(第4号様式)(以下「確認証」という。)を交付するものとする。

(軽減の実施)

第9条 前条の確認証の交付を受けた者(以下「対象者」という。)は、第4条に規定するサービスを受けようとするときは、あらかじめ、当該サービスを提供する社会福祉法人等に対して、確認証を提示するものとする。

2 社会福祉法人等は、前項の規定により確認証を提示した者については、確認証の内容に基づき、利用者負担の軽減を行うものとする。

(確認証の適用年月日及び有効期限)

第10条 確認証の適用年月日は、第6条により申請のあった日の属する月の初日とし、有効期限は、確認証を交付した日の属する年の翌年の7月末日までとする。ただし、申請が1月から7月までの間に行われた場合には、その申請のあった日の属する年の7月末日とする。

2 法第10条にいう介護保険の被保険者資格を取得したことによって対象者となった者の申請が、介護保険資格取得日の属する月に行われた場合は、確認証の適用年月日は当該介護保険資格の取得日とする。

(確認証の更新)

第11条 確認証は、その交付期日に関わらず、毎年8月1日に更新するものとする。

2 前項の規定により更新をしようとする対象者は、有効期限が満了する日までに更新の申請をしなければならない。

3 第6条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(確認証の返還)

第12条 対象者は、次の各号に掲げる事由の一つに該当するときは、遅滞なく確認証を市長に返還しなければならない。

(1) 介護保険の被保険者の資格を喪失したとき。

(2) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(3) 確認証の有効期限を満了したとき。

(記載事項変更の届出)

第13条 対象者は、確認証の表面の記載事項に変更があったときは、その事実があった日から14日以内に確認証を添えて、市長にその旨を届出なければならない。

(法人等に対する補助金の交付)

第14条 市長は、予算で定めるところにより、確認証の提示に基づき減免を行った法人等に対し補助金を交付するものとする。

(交付対象経費)

第15条 この補助金の交付の対象となる経費は、(以下「対象経費」という。)、第7条の規定により対象事業所が利用者負担額を軽減した総額(本市被保険者に係るものに限る。)のうち、対象事業所の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象サービスに係るものに限る。また、生活保護受給者は除く)に対する割合が1%を超える部分に相当する額とする。

(交付率)

第16条 この補助金の補助率については、前条に規定する対象経費の2分の1

以内とする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担額を軽減した社会福祉法人等について、軽減した総額のうち対象事業所の本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分については全額を補助する。

(交付の条件)

第17条 この補助金の交付の決定については、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 対象法人は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付の申請)

第18条 この補助金の申請は「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付申請書」（第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

(実績報告)

第19条 対象法人等は、当該年度の事業が完了したときは、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付事業実績報告書」（第6号様式）による関係書類を添えて、毎年度の4月10日（第17条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日から1ヶ月を経過した日）までに、市長に提出して行わなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

#### (経過措置)

この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に提出し、又は交付された第6条及び第8条並びに第10条及び11条の規定による申請書、通知書その他の書類は、改正後の那覇市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の相当規定により提出し、又は交付された申請書、通知書その他の書類とみなす。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第14条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施するものができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第1条～第20条のとおりとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第2条に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者については2分の1）とするとともに、居住費に係る利用者負担は全額とする。
- 3 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第14条に規定する補助金を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、補助金以外の実施方法は

第1条から第20条のとおりとする。

(経過措置)

この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に提出し、又は公布された第6条及び第8条並びに第10条及び第11条の規定による申請書、通知書その他の書類は、改正後の那覇市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の相当規定により提出し、又は交付された申請書、通知書その他の書類とみなす。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行し、改正後の那覇市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。